



2023年6月23日

各 位

会社名 丸紅株式会社  
(<https://www.marubeni.com/jp/>)  
代表者名 代表取締役社長 柿木 真澄  
(コード番号：8002 上場取引所：東証プライム)  
問合せ先 広報部 報道課長 小山 龍平  
電話番号 03-3282-7670

取締役（社外取締役を除く）及び取締役を兼務しない執行役員に対する  
譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、新株式の発行(以下「本新株式発行」又は「発行」といいます)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 発行の概要

(1) 払 込 期 日	2023年7月21日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 208,709株
(3) 発 行 価 額	1株につき 2,635円
(4) 発 行 総 額	549,948,215円
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社の取締役（社外取締役を除く） 4名 57,080株 当社の取締役を兼務しない執行役員 31名 151,629株
(6) そ の 他	本新株式発行については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 発行の目的及び理由

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます）及び当社の取締役を兼務しない執行役員（対象取締役とあわせて、以下「対象取締役等」といいます）に対して、2021年3月23日開催の取締役会及び2021年6月24日開催の第97回定時株主総会に基づき、「譲渡制限付株式報酬制度」（以下「本制度」といいます）を導入しております。また、当社は、ステークホルダーの皆様と共に新しい価値を創出する丸紅グループの在り姿に即した経営の実践を促し、中長期的な企業価値との連動性をより高め、株主の皆様との一層の価値共有を進める報酬制度を目指して、2023年6月23日開催の第99回定時株主総会において、本制度に基づき対象取締役に對して譲渡制限付株式を割り当てるための金銭報酬債権に係る報酬額の総額を年額200百万円以内、また、発行又は処分される株式数の上限を年450,000株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます）又は株式併合が行われた場合その他本制度に

基づき発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整します)と決議しております。

本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

#### 【本制度の概要等】

本制度において、対象取締役等に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬等(以下「譲渡制限付株式報酬」といいます)は金銭報酬債権とします。対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額としない範囲において、当社の取締役会において決定します。

また、本制度による金銭報酬債権の支給に当たっては、上記の現物出資に同意していること及び当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式に係る割当契約を締結することを条件とするものとし、割当契約の内容としては、①対象取締役等は、一定期間、割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

本年度においては、当社は、ガバナンス・報酬委員会にて審議・答申した上で取締役会にて決定された取締役及び執行役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針及び報酬水準に基づいて、2023年6月23日開催の取締役会の決議により、対象取締役4名及び取締役を兼務しない執行役員31名に対し、金銭報酬債権合計549,948,215円(うち対象取締役分は150,405,800円)(以下「本金銭報酬債権」といいます)を付与のうえ、当社の普通株式208,709株(うち対象取締役分は57,080株)を発行することを決議いたしました。また、本制度の導入目的である株主の皆様との一層の価値共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間を、払込期日から当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも退任又は退職する直後の時点までの間としております。

なお、本制度は、財務諸表の重大な修正による決算の事後修正、対象取締役等による重大な内部規程の違反又は非違行為が発生した場合等には、当社の取締役会決議により報酬等を減額又は不支給(マルス)とすること、及び支給済の報酬等の返還(クローバック)を求める仕組みの対象としております。

本新株式発行においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等35名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について割当てを受けることとなります。本新株式発行において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式に

係る割当契約（以下「本割当契約」といいます）の概要は、下記3. のとおりです。

### 3. 本割当契約の概要

#### (1) 譲渡制限期間

2023年7月21日（以下「本払込期日」という）から当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも退任又は退職する直後の時点までの間（以下「本譲渡制限期間」という）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という）について、譲渡、担保権の設定その他の処分（以下「譲渡等」という）をすることができない（以下「本譲渡制限」という）。

#### (2) 本譲渡制限の解除条件

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、監査役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点で本譲渡制限を解除する。

#### (3) 本譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期满了又は定年その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

##### ① 本譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、本譲渡制限期間中に、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも任期满了又は定年その他の正当な事由（対象取締役等の自己都合によるものはこれに含まれない）により退任又は退職（死亡による退任又は退職を含む）した場合には、対象取締役等の退任又は退職の直後の時点に本譲渡制限を解除する。

##### ② 本譲渡制限の解除対象となる株式数

本割当株式の数に、2023年6月23日（以下「本割当決議日」という）を含む事業年度の開始日を含む月から対象取締役等の退任又は退職の日を含む月までの月数を12で除した結果得られる数（その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた結果得られる数（1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）とする。

#### (4) 当社による無償取得

当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において、上記(2)及び上記(3)に基づき本譲渡制限を解除するとともに、当該時点の直後において対象取締役等が保有する本譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当然にこれを無償で取得する。

#### (5) 株式の管理

本割当株式は、対象取締役等が本譲渡制限期間中に譲渡等をする事ができないよう、本譲渡制限期間中は、対象取締役等が当社の指定する証券会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る本譲渡制限の履行を担保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して当社の指定する証券会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

#### (6) 組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織

再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該承認の日において対象取締役等が保有する本割当株式の数に、本割当決議日を含む事業年度の開始日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した結果得られる数(その数が1を超える場合は、1とする)を乗じた結果得られる数(1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる)について、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、本割当株式の本譲渡制限を解除する。また、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日における対象取締役等の保有に係る本譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

#### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本新株式発行は、本制度に基づく当社の第100期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された本金銭報酬債権を現物出資財産として行われるものです。発行価額につきましては、忝意性を排除した価額とするため、2023年6月22日(本割当決議日の前営業日)の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である2,635円としております。これは、本割当決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上